



ひまわり

税務と経営

編集発行人
税理士

村野幸司

事務所 〒639-2113
奈良県葛城市北花内
281番地22
TEL 0745(69)8282
FAX 0745(69)7377
自宅 0745(69)2174

7月 (文月) JULY
16日・海の日

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31

ワンポイント 中小企業の資本金

中小企業基本法では中小企業を、資本金・従業員規模により、サービス業は5,000万円以下又は100人以下、小売業は5,000万円以下又は50人以下などと定義していますが、税法上の範囲は異なり、特定同族会社の留保金課税の適用除外規定や法人税の軽減税率では、対象となる中小企業を資本金1億円以下としています。

7月の税務と労務

- 国 税 / 6月分源泉所得税の納付 7月10日
- 国 税 / 納期の特例を受けた源泉所得税(1月~6月分)の納付 7月10日
- 国 税 / 所得税予定納税額の減額承認申請 7月17日
- 国 税 / 所得税予定納税額の納付 7月31日
- 国 税 / 5月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 7月31日
- 国 税 / 11月決算法人の中間申告 7月31日
- 国 税 / 8月、11月、2月決算法人の消費税の中間申告 (年3回の場合) 7月31日
- 地方税 / 固定資産税(都市計画税)第2期分の納付 市町村の条例で定める日
- 労 務 / 社会保険の報酬月額算定基礎届 7月10日
- 労 務 / 障害者・高齢者・外国人雇用状況報告 (100人以上の事業場) 7月17日
- 労 務 / 労働者死傷病報告(4月~6月分) 7月31日

倒産の 予兆を見つけて 防止する

予兆を見つけて 防止する

景気の回復により、倒産件数、負債総額が全国的に減少しました。しかし、中小企業が倒産に直面する危険性はまだまだ低くはないのが現実です。

新規の取引先と取引開始にあたっての注意点

新規の取引先と取引を開始するに当たっては、その新規の取引先の経営状況を調査しなければならないことは、誰でも分かっていることと思われませんが、なかなか実際にやっていない経営者も多いのではないのでしょうか。

これは、新規の契約がとれたうれしさのあまり、新規の取引先の信用調査を忘れてしまったか、または、うちに限ってはそのような

ことはないだろうという油断です。中小企業は、大企業と異なりこのような場合のマニユアル化がなされていないためか、そのような事例がたびたび見受けられます。

登記事項証明書

取引先の情報として手取り早いのが誰でもとれる商業登記事項証明書、本店や支店所在地の不動産登記事項証明書です。これらの資料により、会社の役員構成、資本、本店が自社ビルか否か、借入先の金融機関名、当初の融資額等のかんりの情報を手に入れることができます。

たとえば、不動産に街金や商工ローンなど、高金利で事業資金を融資する抵当権設定登記や根抵当権設定登記がついている場合や、特に抵当権設定登記や根抵当権設定登記の仮登記がついているときは要注意です。

街金や商工ローン等の高金利の融資を受けたということは、銀行から融資を断られたということに繋がるからです。

だれもが、安い金利の融資を受けたいわけです。銀行は金融情報を自行以外の金融機関等から入手

することができるのです。そういった情報を駆使して判断した結果、融資を断ったわけです。信用が危ういと判断されるわけです。

また、抵当権や根抵当権の設定登記の仮登記を付したということは、優先弁済を受ける権利を確保したことになります。仮の登記ですから、本登記をすれば、仮登記で取得した順位で後の順位の抵当権者に対して、順位を主張することができます。街金等は、抵当権等の担保設定手続きに必要な書類を借主から一旦受領します。受領しても借主の信用不安を募らないように登記手続をしないでおくです。

但し、いつでも仮登記から本登記にできるよう三ヶ月に一回の割合で借主に対し、新しい印鑑証明を取ってくるように伝えます。

仮登記は不動産一個について千円ですので、順位を保全するには、コストも安く済みます。個人名の債権者で担保の設定登記がされていることがあります。無登録の貸金業者であることがあります。この場合は、さらに要注意先ということになります。一般的に、

金融機関でない個人が、知り合いにお金を貸す場合、金銭消費貸借契約を交わすことまではしますが、不動産に抵当権を設定することは、金額が張る場合とは大きく、少ない場合は、しないのが通常かと思われるからです。

街金や商工ローン等の抵当権、根抵当権の登記、個人名義の抵当権設定が、なされるということは、以上のことから取引先の信用不安は、ほぼ確実と判断されるのです。

国税・地方税の差押

不動産に国税・地方税の差押登記がなされることもあります。国税・地方税等の公租公課は、一般債権に優先する地位が与えられますので、急いで差押をする必要はあまりありません。むしろ納税者の信用不安をおおるような差押はできるだけ避けたいというのが本音でしょう。

実際、滞納があれば、担当官と納税者がいるような交渉するのが通常です。こうしたことからは、国税・地方税の差押の登記があれば、現実には相当の信用不安が露呈されていることが明らかだと判断されてしかるべきです。

信用調査機関

信用調査機関といってもピンキリです。中には、「私どもの調査券を買ってもらったら、今後の調査にも使えるし、取引先に御社のことをよく伝えることができる」等といった業者もいることを知っておく必要があります。

調査券の購入だけでなく調査資料の購入等もあります。断りにくくなつて年鑑等の資料を購入してから、調査券その他の資料購入契約を解約できないかと困り果てている事業者もいるくらい深刻な事件もあります。

与信管理

営業担当と与信管理は分けた方がよいのですが、中小企業の場合は、人手の関係から与信管理専門の業務に当てられず、営業担当に任せているのが現実です。新規の取引先が最初の支払いから未払いということはまれですが、ある日突然未払いというケースもままありますから、与信管理は重要なのです。

では、一体、与信限度額を幾らに設定したらよいのでしょうか。

取引先の信用情報を把握したところで、基本契約書を作成しておくことが肝要です。

与信限度額と決済条件、商品の所有権移転時期、担保、裁判管轄ほか取引の基本事項について記載した商取引基本契約書を作成しましょう。与信限度額の設定がなかったために売掛金が途方もなく膨らんだ金額となつてしまつた例がよくあります。

決済条件も定められておらず、また、売掛金の催促のタイミングもわからず、どこまで売掛金が溜まつた時点で売掛金の催促をするのか、契約の履行を迫るのか等、与信管理を任せられた者は、困り果ててしまいます。特に中小企業では先に述べたように営業担当と与信管理担当が一緒になつていることが多いので判断を誤ることが多いためです。

このように営業担当と与信管理担当が一緒になつているところほど商取引基本契約に基づいて与信管理を実施すれば、やけどは軽傷で済むことが多いのです。

さて、与信限度額ができました。そこで、売掛金を法的に回収する必要に迫られたとします。しかし、

残念なことに取引先に資力がなければ、訴訟を起こして勝訴判決を得ても、強制執行することはできず、結局判決は絵に書いた餅ということになりかねません。

担保の問題点

抵当権・根抵当権

債務者名義の不動産があつたとしても、すでに、銀行が抵当権や根抵当権を設定して余力がない場合が多いのです。

不動産を競売しても、競売代金から抵当権の先順位の銀行の借入金を払った残りの範囲でしか配当を受けることができないことを知っておくべきです。倒産企業の場合は、抵当権・根抵当権の被担保債権も多く残っているケースがほとんどで、不動産を競売して余剰が出ることは滅多にありません。

預金

取引先には、某銀行に預金が多額にあることがわかつているので大丈夫だと思つている経営者も少なくありません。倒産企業の場合は、預金と銀行の借入でこれらが相殺されてしまいますので銀行から支払いがあると思つていても、

ほとんどないこともあります。

売掛金

売掛金については、得意先の売掛金を把握する術はほとんど皆無といつてよいでしょう。仮に把握することができたとしても、大手に債権譲渡登記をされていて担保にとられていることもあります。逆にいえば、取引先から債権譲渡登記を受けておけば、安心であるともいえます。

また、保証金を預かる方法も有効です。会社の社長だけでなく第三者の連帯保証をとつておくことはより有効なことと思われれます。すべては、取引が健全なうちに取引の基本契約の取り決めをしておくことです。

与信枠の改訂

仮に現在の残高が与信限度枠の範囲であつたとしても、安心はできません。毎月の売掛金が入金となつても、過去の売掛金を何年もにわたつて溜めるだけ溜めているケースもあります。

売掛金の回収率をみて売掛金の滞納状況を確認してみてください。あなたの得意先の様子がよく分かります。

信用取引による所得の帰属時期

Q 私は、昨年よりインターネット証券会社に証券口座を開設し、株式の取引を行っておりますが、本年初めて、株式の信用取引により空売りを行いました。これについては翌年になってから反対売買により決済したいと考えておりますが、このような信用取引から生ずる所得は、いつの年分の所得として取り扱われるのでしょうか？

A 株式の信用取引とは、証券業者に對して一定の委託保証金を差し入れて、株式の買付代金の融資を受け、又は売付株券を借株することによって行う株式取引をいいます。

信用取引により売付けを行った株式については、実質的には、反対売買による決済を行なうまでは譲渡原価が確定しないため、取引が完了していないと解されます。

したがって、税務上も、信用取引による株式の売買から生ずる所得は、その信用取引の決済の日の属する年分の所得とされます。

ちなみに、法人が信用取引による株式の売買を行った場合も、個人が行った場合と同様に考え、信用取引の決済の日の属する事業年度で収益を計上します。この際の株式の譲渡原価は、一般の株式の帳簿価額とは区分して計算されます。

ただし、法人の場合、期末において未決済の信用取引は、決済したものとみなして、益金または損金と認識し、翌期に洗替える処理が必要となります。

また、消費税における株式の譲渡の時期も信用取引の決済を行った日の属する課税期間となります。この場合、信用取引であっても有価証券の譲渡であるため、非課税取引とされ、課税売上割合の計算上、資産の譲渡等の価額にその譲渡価額の5%相当額を算入することとなります。

問 当社の従業員Aが、先日商品の配送中に交通事故を起こしました。Aの前方不注意による追突事故ですが、相手の運転が不慣れで急ブレーキを踏んだことも原因のようです。そこで、当社は被害者に対し入院費を支払いましたが、当期中に示談が成立しませんでした。この支出はどのように処理するのでしょうか？

税金
一口メモ

従業員が起こした交通事故により内払いした入院費等

答 業務遂行上の交通事故により被害者に支払う入院費用は損害賠償金の一部として、示談成立等による損害賠償金額の確定前であっても、その自動車事故が故意または重過失に基づかないものである限り、その支出の日の属する事業年度において給与以外の損金の額とすることができます。

支払った医療費から控除する保険金等の金額

Q 私は、今年の4月に、病気のため1ヶ月間入院し、病院に治療費を30万円支払いましたが、これに対して生命保険会社から40万円の保険金給付を受けました。このほか、妻の歯の治療費を20万円支払っています。

この場合、医療費控除の対象となる医療費の金額の計算は、支払った医療費の総額から入院給付金を差し引いて行うのでしょうか？

A ご質問の場合の入院給付金の控除は、補填の対象となっている医療費の金額を限度として行えばよく、補填の対象となっている医療費の金額よりも医療費を補填する保険金等が多い場合でも、他の医療費から差し引く必要はありません。

なお、この場合の入院給付金のうち実際に支払った医療費を超える部分の金額は、身体の傷害に基因して支払を受ける保険金として非課税とされます。